

最近の被災者支援制度の動向について ―被災者生活再建支援法と自治体による独自施策との連携

大分大学教育福祉科学部 講師 山崎 栄一

はじめに

2004年から2005年前半にかけて、被災者支援制度が大きな転換点を見せた。第一に、1998年に制定された被災者生活再建支援法（以下、「支援法」と略す場合がある）が2004年4月から制度改正されたこと、もう一つは、支援法改正後に多くの自然災害が発生し、それに伴い自治体が様々な独自施策を講じたことがその要因である。

そのような被災者支援制度の動向を整理することには意義があると思われる。というのは、支援法の改正が自治体の独自施策や改正の要望を見据えながら行われ、反対に、自治体の独自施策というものが支援法を意識しながら行われるという相互関係に立っていることから、被災者支援制度の動きを整理することで、将来的にどのような発展を遂げていくのかが予測可能となるからである。

本稿は、まず、支援法の制定とそれ以降に実施された自治体の独自施策を概観することから出発する(1.)。ついで、支援法の改正とそれ以降に実施された自治体の独自施策を概観した上で(2.)、独自施策の形態の整理を試みることとする(3.)⁽¹⁾。各制度の詳細は末尾の図表を参照されたい。最後に、将来に残されている課題について言及を行う(4.)。

1. 被災者生活再建支援法の制定とそれに伴う自治体の独自施策

(1) 被災者生活再建支援法の制定⁽²⁾

被災者生活再建支援法は1995年の阪神・淡路大震災を期に、1998年に成立した法律である。支援法は、被災者支援の法制度のあり方をめぐり2度にわたって継続審議が行われた中、短期間の審議で、駆け込み的に成立を見た妥協的な法律であった。そのため、法案成立以前からすでに様々な問題が指摘されていたし、法施行後も様々な問題が噴出することになる。

支援法の目的は、「自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって経済的理由によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その自立した生活の開始を支援すること」にある(支援法第1条)。そして、ここにいる自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる災害をいう(支援法第2条第1項)。

「生活再建支援金(現在の生活関係経費)」の使用用途は、通常経費(法改正後の通常分)と特別経費(法改正後の特別分)に分かれていた。ただし、2005年の政令改正後にこの区分は廃止されることになる(2.の(1)の⑥)。ちなみに、「通常経費(通常分)」としては、①被災世帯の生活に通常必要な物品(内容は総理府令で定める)の購入費又は修理費、②住居の移転に通常必要な移転費(ただし④を除く)があった。「特別経費(特別分)」としては、③被災世帯の居住する地域又は被災世帯に属する者の特別な事情により当該世帯の生活に必要な物品(内容は総理府令で定める)の購入費又は修理費、④被災世帯に属する者の住居の移転のための交通費、⑤住居を賃借する

場合における当該住宅の借家権の設定の対価、⑥その自然災害によって負傷し、又は疾病にかかった者の医療費があった。

住居の全壊（焼）又は半壊（焼）で取り壊しをしたか、長期にわたり住宅が使用不能になることに加えて、所得・年齢制限がある。支援法発足当時は、生活再建に対して最大100万円が支給された。法制定時からの支援策である生活再建と法改正後に追加される支援策である住宅再建・住宅補修の区別については、3.の(5)のb)を参照されたい。

(2) 支援法の発動要件と独自施策（グループA）

以下においては、支援法にどのような問題があり、それをどのように自治体が補完してきたのかを概観していくことにする。

被災者生活再建支援法は、自然災害が起これば当然に支援が行われるわけではない。支援法には支援が行われるために必要な災害の規模が定められている。

被災者生活再建支援法の発動要件は、1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号の被害が発生した市町村における自然災害 2 10以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害 3 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害(旧施行令第1条)となっていた。災害救助法の発動要件は、たとえば、市町村で人口5000人未満の場合、30件の全壊が必要とされ、都道府県レベルで1000件（人口100万人未満）の全壊が生じた場合は、市町村で人口5000人未満の場合、15件の全壊が必要とされていた（旧施行令第1条）。

そのような状況を踏まえて、支援法の適用対象にならない市町村の被災世帯に対しても支援法と同等の支援を行う独自施策をとる自治体も現れた。具体的には以下の施策がある。

- ・「福島県被災者生活再建支援補助金交付要綱」（以下、「福島県—A①」と略す）
- ・「生活再建給付金要綱」（以下、「福島県—A②」と略す）
- ・「栃木県被災者生活再建支援金支給事業実施要領」（以下、「栃木県—A」と略す）
- ・「被災者生活再建支援事業費補助金交付要領」（以下、「岩手県—A」と略す）
- ・「被災者自立生活再建支援補助金交付要綱」（以下、「静岡県—A」と略す）
- ・「山口県被災者生活再建支援金支給事業実施要領」（以下、「山口県—A」と略す）
- ・「岡山県被災者生活再建支援金支給事業実施要綱」（以下、「岡山県—A」と略す）
- ・「広島県被災者生活再建支援補助金交付要綱」（以下、「広島県—A」と略す）
- ・「島根県被災者生活再建支援交付金要綱」（以下、「島根県—A」と略す）

恒久化されている制度としては、福島県—A②、静岡県—A、広島県—A、島根県—Aがある。災害限りの暫定的な措置として、福島県—A①、栃木県—A、岩手県—A、山口県—A、岡山県—Aがある。

このような独自施策を踏まえて、改正後の支援法においては発動要件が多少緩和された(2.の(1)の①)が、それで問題の根本が解決したわけではない(3.の(3))。

(3) 法改正前における住宅再建支援に関する独自施策（グループB）

制定された当初の支援法は、さきほども言及したとおり、住宅に対する損害を要件にしながら、生活必需品等を購入するための「生活再建支援金（現在の生活関係経費）」を支給するものであった。ゆえに、住宅の再建・補修については何の支援もなされることはなかった。

そのような状況を踏まえて、支援法の支給外である住宅の再建・補修に対して、独自の支援措置を講じる自治体が現れた。具体的には以下の施策がある。

- ・「住宅復興補助金」（以下、「鳥取県一B①」と略す）
- ・「鳥取県被災者住宅再建支援基金」（以下、「鳥取県一B②」と略す）
- ・「住宅修繕支援制度」（以下、「島根県一B」と略す）
- ・「鳥取県西部地震被災高齢者世帯等住宅支援事業費補助金交付要綱」（以下、「岡山県一B」と略す）
- ・「被災住宅再建支援金」（以下、「宮城県一B」と略す）
- ・「平取町被災者住宅再検討支援金交付要綱」（以下、「平取町一B」と略す）

第一に、住宅再建支援制度の欠如を補う独自施策としては、2000年10月に起きた鳥取県西部地震における被災自治体の独自施策がある。

まず、鳥取県では、住宅の新築等に対して300万円、住宅補修等に対して150万円、液状化復旧に対して150万円、石垣補修に対して150万円を限度として支給した（鳥取県一B①）。これは暫定的な独自施策であったが、その後2001年に制度としての恒久化が図られた（鳥取県一B②）。

島根県では、高齢者（65歳以上）・障害者が属する世帯であって、かつ市町村税が世帯非課税の世帯に対して最大200万円（特定地域においては300万円）の住宅修繕（現物支給）が行われた（島根県一B）。

岡山県では、高齢者（65歳以上）・生活保護の被保護者又は要援護者・障害者であって、かつ市町村税が世帯非課税の世帯に対して、53万1000円以内の住宅修繕（現物支給）が行われた（岡山県一B）。

第二に、2003年7月に起きた宮城県北部連続地震において、宮城県は住宅再建に対して100万円、住宅補修に対して50万円を限度として支給した（宮城県一B）。

第三に、2003年8月に起きた台風10号につき、北海道平取町は生活再建に対して50万円、住宅再建に400万円、住宅補修に250万円を限度として支給した（平取町一B）。

これらの住宅再建支援は、2004年4月の支援法改正を促す先駆的な独自施策であったと評価できる。

(4) 長期避難に関する独自施策（グループC）

2000年6月26日に起きた三宅島噴火災害においては、島民の長期避難が続いた。そのために、避難生活における所得保障を含めた生活保障ならびに避難解除後の帰島支援を東京都が独自に行っている。具体的には以下の施策がある。

- ・「東京都被災者生活再建支援金支給要綱」（以下、「東京都一C①」と略す）
- ・「三宅村災害保護特別事業」（以下、「東京都一C②」と略す）
- ・「災害被災者帰島生活再建支援金」（以下、「東京都一C③」と略す）

第一に、支援法の適用対象とならない世帯で退避生活により収入の道を失ったものに対して最大50万円の支援が行われた（東京都一C①）。

第二に、義援金を含めた預貯金が500万円以下で、収入認定額が基準額以下の世帯に対しては、生活保護制度と同等の支援を行った（東京都一C②）。これは、以前から提唱されていた「災害保護」という概念を制度化したものである⁽³⁾。

第三に、2003年における収入が1000万円以下の世帯で、以前に支援等を受けていない世帯に対して、帰島後に住宅を新築・改築・修繕等を行う場合に150万円を限度とする支援を行うことにしている（東京都一C③）。

2. 被災者生活再建支援法の改正とそれに伴う自治体の独自施策

(1) 2004年4月の法改正⁽⁴⁾ならびに2005年6月の政令改正⁽⁵⁾

法案成立当時には議論が成熟しきれていなかった住宅再建支援制度については、支援法の附帯決議において5年後の2003年に見直しが行われることになり、2004年4月に法改正が行われた（①～⑤）。ついで、2005年6月には支給手続について政令の改正が行われている（⑥）。

①対象自然災害要件の緩和

法適用自然災害の対象となる市町村に隣接する市町村（人口10万人未満の者に限る）において、当該自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊した場合、その隣接する市町村についても法の適用を行うこととする（新施行令第1条）。

②支援対象の拡大

これまででは、全壊か半壊でも取り壊しがなされる場合に限定されていたのに対し、大規模半壊の場合も支援対象とする。大規模半壊では、取り壊しをする必要はなく、住宅の補修に対して支援がなされる。ここにいう、大規模半壊とは「全壊に準ずる程度」の被災と位置づけられている。

③居住安定支援制度の創設

生活再建支援金に居住安定支援を行うための「居住関係経費（最高200万円）」が新たに設けられた。ここにいう居住関係経費とは、建替え、補修に係る解体撤去・整地費及び借入金関係経費、家賃等の諸経費である。被災者が住宅の再建をあきらめて賃貸住宅に入居した場合も、支援金が支給される（最高50万円）。従前より、家財道具調達等を支援するために支給されていた支援金は、

「生活関係経費（最高 100 万円）」として位置づけられた。これにより、2つの支援金で最高 300 万円が支給されることになった。

④長期避難世帯特例

避難指示等が解除されないまま通算 3 年以上経過した場合であって、当該避難指示等が解除された後 2 年以内に、従前居住していた市町村内に居住する世帯に対し、従来の生活関係経費に加え、必要となる移転費、物品購入・補修に必要な経費を 70 万円を上限として認める（ただし、支援法の支給限度額の範囲内）。

⑤財源上の措置

都道府県が拠出した運用資金を、取り崩し可能なものとする。併せて、拠出に係る地方債の特例措置も創設する。

⑥ 2005 年における政令・府令の改正

政令・府令改正前においては、生活関係経費の特別分に関しては、物品の購入限度数や 1 品あたりの限度額、地域に係る限定が存在していたが、このような生活関係経費の区分（通常分・特別分）を廃止している。また、概算（前払い）で支給できる限度額が拡大され、全額概算払いも可能となった。

この改正内容は、2004 年 4 月 1 日以降の自然災害（三宅島噴火災害）から適用されることになった。

(2) 2004 年の風水害等における独自施策（グループ D）

2004 年は、台風や豪雨といった風水害が非常に多い年であった。そのため、少なからずの自治体が独自施策を講じていった。具体的には以下の施策がある。ただし、高知県が行った施策は 2001 年の豪雨災害において講じた施策である。

- ・「新潟県被災者生活再建支援事業補助金交付要綱」（以下、「新潟県—D」と略す）
- ・「被災者住宅再建事業費補助金交付要綱」（以下、「静岡県—D」と略す）
- ・「被災者住宅再建補助金」（以下、「福井県—D」と略す）
- ・「福井市被災者住宅再建事業補助金交付要綱」（以下、「福井市—D」と略す）
- ・「岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金交付要綱」（以下、「岐阜県—D」と略す）
- ・「三重県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金交付要領」（以下、「三重県—D」と略す）
- ・「地域再建被災者住宅等支援事業」（以下、「京都府—D」と略す）
- ・「高齢者住宅再建支援事業補助」（以下、「兵庫県—D」と略す）
- ・「生活再建支援給付金補助事業」（以下、「岡山県—D」と略す）
- ・「徳島県住宅再建特別支援事業」（以下、「徳島県—D」と略す）

- ・「高知県被災者生活再建緊急支援事業費補助金交付要綱」（以下、「高知県一D」と略す）
- ・「被災者生活再建緊急支援事業」（以下、「愛媛県一D」と略す）

特徴は、①支援法では適用されない半壊・一部損壊・床上浸水に対する支援が行われたこと、②支援法の居住関係経費では支援がなされない、住宅の再建・補修そのものに対する支援が行われたことである。

(3) 新潟県中越地震における施策（グループE）

2004年10月23日に起きた新潟県中越地震においては、以下の2つの独自施策が講じられている。

- ・「住宅応急修理支援」（以下、「新潟県一E①」と略す）
- ・「被災者生活再建補助金」（以下、「新潟県一E②」と略す）

a) 新潟県一E①

災害救助法が適用（ほとんどの市町村が適用）された市町村の世帯に対して、災害救助法上の上限額60万円に加えて最大100万円の応急修理が行われた。これは、災害救助法上の支給に対する上乗せ措置であった。当初、住宅応急修理支援には、支援法と同等の所得制限が設けられていたが、2004年11月30日付けで所得制限は撤廃されている（この措置は遡及適用された）。

b) 新潟県一E②

支援法が適用（全県で適用）された市町村の被災世帯に対して、最大100万円の支援が行われた。これは、支援法の支給に対する上乗せ・横出し措置であり、支援対象については、半壊の場合の支援対象とされ、所得・収入制限もなく、住宅の再建・補修もその対象とされる。

(4) 福岡県西方沖地震における施策（グループF）

2005年3月20日に起きた福岡県西方沖地震において、福岡市は一般被災者を対象とする制度と特定の農漁村地域の被災者を対象とする制度の2本立てで、独自の施策を展開している。具体的には以下の施策がある。

- ・「地震被災住宅再建支援金」（以下、「福岡市一F①」と略す）
- ・「地震被害農漁村特定地域再生支援金」（以下、「福岡市一F②」と略す）

これらの施策は、双方同時に受給されることのない施策であるが、それぞれの違いを見てみよう⁶⁾。

a) 福岡市—F①

目的は、「被災者がより円滑に生活再建できるよう、国等による従来の施策に加え、建替え、補修等について支援」することにある。

支援対象は、半壊以上の被害を受けた世帯である。

所得・年齢制限は支援法と同等である。

支給限度額は全壊 300 万円、大規模半壊 150 万円、半壊 150 万円で、それぞれ実際にかかった費用の 1 / 3 を補助する。住宅の建替え・補修そのものにも補助される。

b) 福岡市—F②

目的は、「大きな被害画面に広がり、職住両面で深刻に状況にある農漁村コミュニティの自力再建の意欲向上に資するため、国等による従来の施策に加え、建替え、補修等について支援」することにある。

支援対象は、一部損壊以上の被害を受けた世帯である。

所得・年齢制限はない。

支給限度額は建替え 300 万円、補修 150 万円である。補修のみ実際にかかった費用の 1 / 3 を補助する。住宅の建替え・補修そのものにも補助される。

福岡県の独自施策の場合、福岡市—F①の場合は、福岡市内での住宅再建であれば支給されるのに対して、福岡市—F②の場合は、被災した校区内での住宅再建が条件とされており、まさに、農漁村コミュニティの再建のための制度である。ただし、被災地においても引き続き生活をしていくための裏付けとなる産業支援も並行して行われなければ、施策の成果は上がらないであろう。

これらの施策を比較してみると、福岡市—F②の方が優遇された施策であるということが分かる。まず、なぜこのような 2 本立ての制度となっているのであろうか。それは、福岡市—F①は「保健福祉局」の発案により、福岡市—F②は「農林水産局」の発案により設けられた制度だからである。

たしかに、福岡市内でも都市部と農漁村部が存在しているが、同一市内で被災地の事情が異なるゆえに支援メニューも異なるというのは、どこまで許容が可能なのであろうか。

すなわち、同じ災害によって起きた被害に対して、地域によって異なる支援制度を設け、適用させることについては、どこまで合理的な説明が可能なかという問題が生じる（4. の（2））。

(5) 兵庫県の独自施策（グループ G）

兵庫県は、阪神・淡路大震災の教訓をもとに、独自の手法で様々な支援制度を構築している。具体的には以下の施策がある。

- ・「居住安定支援制度補完事業」（以下、「兵庫県—G①」と略す）
- ・「住宅再建等支援金制度」（以下、「兵庫県—G②」と略す）
- ・「兵庫県住宅再建共済制度」（以下、「兵庫県—G③」と略す）

a) 兵庫県一G①

2004年4月から支援法改正と同時に施行された兵庫県の「居住安定支援制度補完事業」により支給される「居住安定支援助成金」は、全壊（焼）により新築・購入する場合に最大200万円、大規模半壊により補修を行う場合に最大100万円の独自支給を行うことにしている。これは、一応は恒久的な制度であるが、支援法により支給されている生活再建支援金の居住関係経費において、住宅の再建・補修そのものにも支給が認められることになったあかつきには、その役割を終えることになる。

この事業は以下の点において、被災者生活再建支援法の問題を補っている。

- ①支援法に定める適用基準を満たさない小規模な自然災害についても事業の対象となっている（これは、2004年8月の台風16号による被害から実施）。
- ②住宅の再建ならびに修理そのものについても支援がなされる。
- ③所得が500万円を超える世帯であっても、2分の1は支給される（ただし、800万円の世帯まで）。

b) 兵庫県一G②

この制度は、兵庫県一G③が施行（2005年9月より）されるまでの「つなぎ的措置」として発足した制度である。

この制度は、支援法ならびに兵庫県一G①による支援をもってしてもなお費用を要する場合に支給される支援金である。

所得800万円以下の世帯につき、全壊から床上浸水の被害に至るまで支援金が支給される。全壊の場合は最大100万円、床上浸水の場合でも最大25万円が支給される。この支援金は、被災した市町村内において住宅再建・補修をする場合にのみ支給される。

c) 兵庫県一G③

兵庫県は以前より、自助努力と公的支援には限界があるという認識に立ちながら、公助（支援法）と自助（地震保険）を補完する制度として共助（住宅共済制度）の仕組みを作ろうとしてきた⁽⁷⁾。

以前、兵庫県が共済制度の創設を検討していた際、強制加入の共済制度を念頭に置いていたようであるが、強制加入となるとその合憲性や、共済金を徴収する市町村の負担等が問題として取り上げられ、最終的には任意加入の制度となっている。

この制度は、兵庫県内の住宅所有者であれば、年額5000円（新規加入は月額500円）を負担することで加入することが出来る。自然災害により、半壊以上の被害を受けた加入者は、住宅を再建・購入した場合は600万円が支給され、住宅を補修した場合は全壊の場合200万円、大規模半壊100万円、半壊50万円が支給される。ただし、住宅の再建・購入・補修をしない場合は10万円しか支給されない。

公助—共助—自助の三段構えを想定しているため、地震保険との併用も可能となっている。

この共済制度は、明らかに持ち家重視の制度である。仮に、持ち家であった世帯が借り家に方向転換した場合、10万円しか支給されないわけで、かえって損をする可能性もある。持ち家政策を

誘導していく施策であるいっても、施策の意向に沿わない被災者に対してペナルティーをかけようともいうのであろうか。

3. 独自施策のタイプ別整理

(1) 総論

自治体の独自施策というのは、従来の被災者支援制度（災害救助法・被災者生活再建支援法）に対して、何らかの形で支援対象や支給内容を「上乘せ」「横出し」したものである。なぜ、「上乘せ」「横出し」という表現にしているのかといえ、これらの独自施策が従来の災害救助法・生活再建支援法の不備を補うという形で制定されているからである。

すなわち、「上乘せ」的な措置が講じられるのは、被災者支援が従来の法制度上の支給金額では不十分であるという認識に端を発している。他方、「横出し」的な措置が講じられるのは、①支援法の発動要件が限定されていること、②支援金の支援対象についても被害度から見ると全壊・大規模半壊等に限定され、半壊・一部損壊・床上浸水の場合は対象とはならないこと、③所得・年齢制限がかけられていること、④支援金の使用用途が住宅再建・住宅補修に関してはその周辺部分に限定されていること、を克服するためである。

以下においては、これまでに概観してきた自治体の独自施策をタイプ別に整理してみたい。

(2) 恒久型と暫定型

まずは、恒久型と暫定型である。これは、一定の条件を満たせば当然に発動されるのか、特定の災害にのみ適用されるのかの違いである。

恒久型は、独自施策全体の中で見るとあまり多くはない。たとえば、福島県—A②、静岡県—A、広島県—A、島根県—A、鳥取県—B②、平取町—B、岐阜県—D、兵庫県—G①、兵庫県—G②、兵庫県—G③がある。

ただし、兵庫県—G①、兵庫県—G②はそれぞれ別の制度を補完するために設けられた施策なので、将来的にはその役目を終えて廃止されることが想定されている。

この中には、基金の設立にまで踏み込んでいる施策もある。たとえば、福島県—A②、鳥取県西部地震において実施された鳥取県—B①をきっかけに創設した鳥取県—B②、および兵庫県—G③がある。

一般的に、被災者支援法制というのはショックな災害をきっかけに制定・改正されるという特徴をもっている。独自施策というのも、当該災害がショックであったがゆえに制定されたものが多い⁽⁸⁾。そのため、独自施策の大半は「災害限りの」臨時的な措置にとどまっており、暫定型である。

暫定型の中には、大規模災害が起きるごとに要綱（要領）を新たに作って独自施策を行うところもある。たとえば、岩手県—Aは、建前としては災害限りの暫定的措置ではあるが、県内のある市

町村は法適用があっても、ある市町村にはなされない場合にはその都度に同じ内容の要領を作成しているため、実質的に恒久的措置と化しているようである。

一度行った独自施策は、なるべく恒久化すべきである。その際には、単なる要綱(要領)ではなくて、条例レベルにまで格上げした方がよい。その方が、常に住民の目にさらされることになり、独自施策の公正性、透明性を確保できるからである。また、不服申立て手続等の権利保障手続も設けておくべきであろう⁽⁹⁾。たとえば、兵庫県—G③では、共済給付金の給付に係る不服申立ての制度を設けている⁽¹⁰⁾。

(3) 発動要件無限定型・緩和型

グループAという分類をしたが、これは自然災害による被害家屋が少なかったがために、支援法の適用がなされない市町村の被災世帯に対しても、支援法と同様の措置を行うというものである。これはすでに、1. の(2)で述べたところである。

ただ、これらの独自施策の中にも、①県内で支援法の適用市町村がなくても1戸でも被害が生じれば適用されるもの(静岡県—A、岡山県—A、島根県—A)と、②1つ以上の市町村が支援法の適用を受けながらも、別の市町村が被害個数が少ないために法の適用を受けない場合に、法適用のない市町村の被災世帯に対して補完的に独自施策を講じるもの(福島県—A①、福島県—A②、栃木県—A、岩手県—A、山口県—A、広島県—A)、という2つのパターンがある。②の場合は、県内における市町村間の不公平を解消するための措置として実施したものであろう。

また、グループA以外の独自施策においても、暫定的な措置の場合、支援法の発動要件に関わりなく都道府県内や市町村全世帯を支援対象とするものが多い。

法改正により、法適用対象自然災害要件の緩和が行われ(2. の(1)の①)、たしかに支援法の発動要件は緩和されているが、それより小さい規模の災害に対するスタイルが依然として不明確である。実際、新聞によると2004年10月の台風23号では全国で773世帯が全壊したが、11県の計38世帯で支援法が適用されなかったという⁽¹¹⁾。

現状としては、各地方公共団体の条例レベルで、災害が小規模で被災者支援法制が発動されない場合であっても、被災者支援法制と同様の給付を行うようにすることで問題の解決を図っているが、もう一つの解決方法は、個々人に向けられている被災者支援法制の発動要件を完全に撤廃することである。被災者支援が個人に向けられる以上はたとえ1戸でも被害が生じれば支援法は発動されるべきである⁽¹²⁾。

(4) 支援対象緩和型

a) 被害要件緩和型

支援法が、全壊・大規模半壊等に限定されていることから、それ以外の被害についても支援対象とするものである⁽¹³⁾。グループAを除くほとんどの独自施策が何らかの緩和を行っている。特に、2004年に多発した風水害をきっかけに、従来行われてきた家屋損壊の基準では適用対象とはならない床上浸水に対しても、何らかの支給をする自治体が現れている。

b) 所得・年齢要件緩和型

支援法には、所得・年齢制限が設けられていたが、グループA以外で災害弱者を対象とする施策以外のほとんどの施策においては、所得・年齢制限が緩和されている。

所得・年齢制限を設けていない施策としては、鳥取県一B①、鳥取県一B②、宮城県一B、平取町一B、新潟県一D、福井県一D、福井市一D、京都府一D、徳島県一D、新潟県一E①、新潟県一E②、福岡市一F②がある。他方、所得制限はあるが年齢制限を設けていない施策もある。

年齢という要素は、支給対象を制限するために用いるべきではなく、むしろ、支給内容・支給金額を増すためのファクターとして用いるべきである（4. の（1）参照）。

(5) 支援対象限定型

a) 被災地再建限定型

たいていの独自施策は、その目的を「被災地の復興」であるとか「地域コミュニティの維持」としている場合が多く、支援対象を居住していた県ないしは市町村において住宅再建をする場合に限定している。他方、県外にあるいは市町村外に移転した者については支給金額を半額にする場合もある。たとえば、新潟県一D、岐阜県一D、三重県一D、新潟県一E②、兵庫県一G①、兵庫県一G③がある。支援法の居住関係経費もそのようになっている。

支援が個人的な給付であり資産形成に貢献したとしても、単なる個人資産の補填・回復という名目以外の公共性が見いだされる場合、それは個人補償ではない。「被災地の復興」であるとか「地域コミュニティの維持」といった政策目的に公共性が見いだされるのであれば、結果的に個人的な給付になったとしてもそれは個人補償ではない。3. の（5）のc）で述べるように、「被災者の社会保障」にも公共性が見いだされる。これらのキーワードは、自治体の独自支援策の「錦の旗」となりうる⁽¹⁴⁾。

政府が固執している「個人補償否定論」を回避し、被災地の復興ないし地域コミュニティの維持という名目を設けるのであれば、この限定は必須の項目となる。

ただし、こういった名目で支援を行うということになると、被災地や地域コミュニティに打撃が与えられるほどの規模でなければ、独自施策が発動されないというアキレス腱を伴っている。

b) 持ち家世帯限定型

支援対象を持ち家世帯に限定して、借り家世帯には支給しない独自施策がある。たとえば、宮城県一Bと福井県一Dがあるが、両者には大きな違いがある。宮城県一Bの場合は、その支給内容は住宅再建・住宅補修に限られているが、福井県一Dの場合は、住宅再建・住宅補修に加え、生活再建も支給内容に含まれていたのである。

被災者支援の内容という点から考えてみると、生活再建（支援法でいう生活関係経費）は生存権的要素が強い。福祉的な施策というのは持ち家・借り家双方とも一律であるべきで、そう考えると、借り家であるから生活再建の支援金を支給しないのは問題がある。

他方、住宅再建・住宅補修（支援法でいう居住関係経費）は財産権的要素が強い。しかし、地域

コミュニティの促進であるとか、自助努力の促進といった私有財産支援的な施策については、各自治体による一方的な行政施策であるにすぎないので、持ち家・借り家双方とも一律でないといけないということにはならない⁽¹⁵⁾。

住宅再建・住宅補修については、持ち家の世帯と借り家の世帯と区別してもかまわないが、生活再建の部分に関しては、持ち家世帯であろうと借り家世帯であろうとも平等の取扱いが要請される。福井県一Dは、生活再建の部分に関しても持ち家の世帯にしか支援をしていなかった。生活再建の部分に関しては、持ち家と借り家間のそういった区別は許されず違憲の疑いが強い。この場合、借り家の人については支援金を受給する権利があり、司法救済が可能であると考え⁽¹⁶⁾。

ただし、福井市はそのような欠陥を補うべく、借り家の世帯に対しても支援が行われるように市独自の施策を講じた。これが、福井市一Dである。

c) 災害弱者限定型⁽¹⁷⁾

高齢者、障害者、被保護者・要援護者、低所得世帯といった、自然災害に対して特に弱い人々（「狭義の」災害弱者）に限定して支援を行うというタイプである。たとえば、島根県一B、岡山県一B、東京都一C①、東京都一C②、静岡県一D、兵庫県一D、高知県一Dがある。

支援内容は、生活再建や住宅補修であって、住宅再建というのとはなかった。「福祉政策の延長」であって、やむにやまれない措置であるという側面が強調された施策であるということが出来る。

当然のことではあるが、個人に対する給付であったとしても、社会保障の給付の範囲内であれば、それは個人補償ではない。社会保障の給付として、どこまでの被災者を対象とするのか、そしてどこまでの支援をするのかについては、一律的な基準は存在しない。狭義の災害弱者に留まらず、一般被災者（広義の意味においては災害弱者に含まれ得る）に対しても社会保障の名目で支援を行うこと自体は決して不可能ではない。

(6) 支給内容緩和型

支援法では、居住関係経費の使用用途につき、家屋の再建・補修そのものには使用してはならないという限定がかけられていた。これが、支援法最大の問題点であり、改正後も克服が出来ていない⁽¹⁸⁾。新聞によるアンケートでは、44都道府県の知事が支援法について住宅本体への支援を行うべきであるとしている⁽¹⁹⁾。グループA以外のほとんどの独自施策は、何らかの形でそれを補完しようとした。

支援法は、改正されたものの、従来から指摘されてきた問題点を克服しているとは決していえない。とどのつまり、いびつな体系のままで成長を続けているといった方が正確な表現かもしれない。原因の一つは、財務省がこだわり続けている「個人補償否定論」に振り回されているところにある。政策過程の中で、この原則を意識しながら、制度を構築していかないと現実化が困難であることから、支援対象・支援内容などの議論が低次元のレベルで進んでしまう⁽²⁰⁾。

たしかに財務省は、私有財産制を前提とする日本国憲法の下では、自然災害による個人の財産権被害に対する個人補償は行われるべきではなく、私的財産自己責任の原則・自助努力による回復が

原則であるとの見解を固持している。そして、その見解をもとにして、被災者支援を進めてきた。支援法では住宅の再建・補修そのものには支援がなされない元凶はここにある。

個人補償否定論は、財政支出の歯止めとして機能し、利用されてきた。しかし、それを回避する論理が現れ、公的な支援を積極的に引き出す根拠となっている（3. の（5）の a）参照）。また、私有財産制の下では、「自分の財産は自己責任で」というのが原則であるとするならば、自助努力が出来ない範囲での支援ならびに自助努力を促進するための支援は可能であるばかりか、国家に対して要請されているといえる⁽²¹⁾。

(7) 純粋な上乘せ・横出し型と補完的上乗せ・横出し型

支援法上の支援措置と独自施策上の支援措置との関係で、支援法に対して純粋に上乘せ・横出し的な支援をするタイプと、支援法では支給されない支援内容（具体的には住宅の再建・補修そのものへの支援）について補完的に上乘せ・横出し的支援をするというタイプがある。この場合、独自施策の支給金額は、支援法ですでに支給された金額を差し引いた残りということになる。後者のタイプとしては、福井県一D、福井市一D、徳島県一D、兵庫県一G①がある。

(8) 被災者負担前提型

支援金拋出の前提として被災者に一定の費用負担を求めるタイプである。具体的には、福井県一D、福井市一D、三重県一D、京都府一D、徳島県一D、愛媛県一D、福岡市一F①、福岡市一F②（補修のみ）がある。

このタイプにおいては、支援が単なる給付ではなくて、「自助の促進」であるという側面が前面に押し出される。このようにした方が、純粋な公助というよりは、「自助の促進」という名目がつくので、「個人補償否定論」を回避しやすくなる（3. の（6）参照）。また、高齢者・障害者、低所得世帯等については、自己負担をすべき経費の一定額までは自己負担を免除することで、災害弱者に対しても適切な対応が可能となる（たとえば、京都府一D）。

鳥取県一B①においても、一部の市町村において被災者負担があったが、これは4. の（2）を参照されたい。

4. 依然と残された問題

(1) 支援法における支援対象・支給金額のあり方

新聞によると、1998年から2003年に支援法が適用された自然災害11件で計2420世帯が全壊したが、実際に支援金を受け取った世帯は半数以下の48%であったという⁽²²⁾。支援法は被災者にとってあまり身近な制度ではないということである。その原因は、支援法受給するには、一定の所得・年齢要件をクリアしないといけないからである。そのような要件を設けることによって、真に生活に困窮している世帯に支援を行おうというスタイルをとっているのであろう。

しかし、支援法の所得・年齢要件は、世帯構成、家計の需要実態・資産状況を、正確に算入した指標ではない。そのために、被災後に失業・廃業を余儀なくされた人々や子供を抱えている世帯に支援がなされないという事態が生じた。結局、被災者生活再建支援法は、各世帯の生活困窮度を十分に与していないまま運用されている。たとえば、高齢者だからといって一律に所得要件を緩和するのはおかしいし、複数世帯であれば、2人であろうと6人であろうと支給金額が一緒なのもおかしい⁽²³⁾。

また、支援対象であるかどうかの判断基準はあくまでも、被災直前の所得・世帯構成を基準に判断をすることになる。そうすると、被災後の所得・世帯構成が大きく変化した場合、被災者の実状を反映しないままに支援の可否・内容が決定してしまう。この点につき、参考になるのが現在提訴されている「第二次自立支援金訴訟」である⁽²⁴⁾。

生活再建支援においては、世帯ごとの個別事情を詳細に把握する必要がある。生活再建力についていえば、肉体的・精神的な活力も必要かもしれないが、どれだけの損害を被ったのかに加えて、将来的にどれだけの資産と収入の見込みがあるか（ローンも含む）、また、普段生活を営むのにどれだけの消費があるかというファクターを考慮すべきではないか⁽²⁵⁾。支援法に関していえば、思い切って所得・年齢要件を完全に撤廃し、世帯の特殊な事情は支給金額を増やす形で反映していけばよいのではないか。たとえば、住宅の被害度を支給金額のベースにししながら、世帯構成員1人につき金額を追加する。構成員が高齢者・障害者・児童などの場合には、追加金額を増やすなどの措置をとる。少なくとも、生活関係経費の部分ではそれが出来るのではないか⁽²⁶⁾。

(2) 被災者支援の地域格差の問題

同一の自然災害において、都道府県間ならびに市町村間には支援措置の格差がある。新聞によると、格差は、2004年10月の台風23号による全壊世帯で見ると、法の適用を受けた京都府舞鶴市では、府独自の上乗せ分300万円と法支援分を合わせて最大計600万円の支援を受けられるが、香川県満濃町は補助はゼロだったという⁽²⁷⁾。

都道府県が行う独自施策の適用範囲は、実質的には県内の被災世帯を対象とすることが可能となっても（末尾の図表には実質的な現状を記載している）、要綱（要領）の形式上は、市町村が独自施策を実施するのであればそれに対して補助金を与えるという仕組みをとっている施策が大半である。そのため、都道府県の担当者によると、「市町村が事業を実施してくれないと県も動けない。そこに補助金の限界がある（岐阜県地域県民部危機管理室）」とか、「県の作った要綱に意味が出てくるのは、あくまでも市町村が要綱を作っている場合に限られる（島根県総務部消防防災課）」という。また、鳥取県一B①では、「県が一定の負担をするといっても、残りの全額を市町村が全額負担するとは限らない（鳥取県生活環境部住宅政策課）」ということで、一部の市町村では被災者の一部負担を要請するところもあったという。であるから、同じ都道府県内の市町村間においても、県が作った制度が一律に実施される保障はないし、県が作った制度に対する市町村の負担も一律ではないということになる。

なぜ、そのような地域格差が生まれるのかといえば、自治体の首長のリーダーシップであるとか、

自治体組織・住民の意識も関係してくるが、最大の問題は財政的な問題があり、一般財源からの支出を余儀なくされるのであれば、財政力の乏しい自治体が積極的な独自施策に打って出るのは困難と思われる。

このような地域格差の問題は、教育や社会保障の領域においてはすでに議論されている。生存権ならびに財産権の保障のあり方について地域の格差をどこまで許容できるのか。単に地域格差が存在しているだけでは、違憲という判断は難しい⁽²⁸⁾。

支援法と自治体による独自施策との整合性を図るには、基本法を制定するとか、被災者支援計画を全国レベルで策定する必要がある⁽²⁹⁾。

ともあれ、これだけの独自施策が登場してきたのであるから、今後の自然災害においては自治体の首長は、むしろ、独自施策を行わないことについて被災者に対して説明をする責任があるのではないか。

むすび

2004年から2005年前半にかけての独自施策のおかげで、被災者個人に対する生活再建・住宅再建・住宅補修の支援のあり方について現状で考えられ得る大方のパターンを提示してくれたように思われる。被災者支援制度がほとんど整備されていなかった、阪神・淡路大震災の時と比べてみると、そろそろ「公助の地平」というものが少しずつ見えてきているのではないだろうか。被災者支援制度の拡充パターンは、以下のような形で見受けられた。

- ①発動要件の緩和により、1件でも自然災害による被害が生じれば制度が発動される。
- ②支援金受給に要する被害度の拡充ならびに所得・年齢要件の撤廃により、支援の対象が拡大する。
- ③支援メニューの拡大により、生活再建については所得保障的な支援が行われ（東京都一C①、東京都一C②）、住宅再建・住宅補修については直接公費を投入できるようになった。また、支援金額の上乗せも行われるようになった。

このように、被災者支援制度は「限定的な」制度から、「普遍的な」制度へと変容を遂げつつある。ただし、筆者はありとあらゆる制度において、被災者に対して一律支給せよといているわけではなく、制度の目的によって支援対象・支給内容を限定する必要も認識はしている。誰でも、生活困窮の内容・程度に応じた支援を受けられるように、限定的な要素と普遍的な要素をうまく掛け合わせていくような制度設計が求められる⁽³⁰⁾。

本稿は、主に都道府県レベルにおける被災者への直接支援を分析してきた。市町村レベルの被災者支援の実態の把握もすべきであるが調査は個人では限界がある。被災者支援といっても自治体は独自の弔慰金・見舞金や利子補給制度も展開している。また、共助の典型例である義援金の働きも大きい。これらの分析は、ある程度組織的なものにならざるを得ない。とはいえ、これらの施策に

関する検討は、包括的な被災者支援法システムの構築に向けての今後の課題である⁽³¹⁾。

追記：本稿は、科学研究費補助金・若手研究（B）2004～2006年度「包括的な被災者支援法システムの構築」（課題番号16710129）及び文部科学省大都市大震災軽減化特別プロジェクトⅣ-3「大都市大震災における復興政策総合評価システムの構築」（代表林敏彦）の研究成果を含むものである。

注

(1) 本稿は、基本的に都道府県レベルの独自施策の紹介がメインとなっている。ただし、自治体の独自支援策について全国の実態をなるべく網羅的に記述しようと努力はしているものの、完全に網羅したわけではない。また、独自施策は現金・現物の給付に限定しており、利子補給については言及していない。かつ、都道府県・市町村には少額ながらも、生命・身体・財産の損害に対して弔慰金ないし見舞金を支給しているところが見られるが、それについても言及はしていない。

阪神・淡路大震災以降の被災者支援制度についての文献は多くが存在するが、さしあたり、阿部泰隆『大震災の法と政策』日本評論社（1995年）、木幡浩編『災害と安全』ぎょうせい（1999年）、災害対策制度研究会編『新 日本の災害対策』ぎょうせい（2002年）参照。

(2) 改正前の支援法については、笹野健「被災者の生活再建支援」自治事務セミナー第38巻第2号（1999年）26～28頁ならびに山崎栄一「被災者生活再建支援法の見直し」地域安全学会梗概集第13号（2003年）91～94頁参照。

(3) 朝日新聞2002年2月3日（朝刊）。

(4) 支援法の改正内容については、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律」法令解説資料総覧第270号（2004年）13～18頁、山崎栄一「佐賀県突風災害における被災者支援」地域安全学会梗概集第15号（2004年）31～34頁、内閣府「被災者生活再建支援法の概要（2004年4月1日以降適用分）」http://www.bousai.go.jp/hou/pdf/houritsu-setsumei_siryoushi.pdf参照。

(5) 政令・府令の改正内容については <http://www.bousai.go.jp/hou/040405shienhou/sankou.html>参照。

(6) 「福岡県西方沖地震による被害状況、被災者支援策等について」福岡市地震災害復旧・復興本部（2005年7月）。

(7) 「兵庫県被災者住宅再建共済制度（仮称）創設に係る最終報告2005年1月」兵庫県被災者住宅再建支援制度調査会1頁。

(8) その反面、日常で起こっている大雨による災害による被害等は、世間に対するアピール度が少なく、被害戸数も少ないがゆえに独自施策を講じるまでには至らない。ちなみに、岡山県一A、岡山県一Bは、県内に法適用の市町村はなかったが鳥取県西部地震による被害であったということと、近隣の県が独自施策を講じたので、岡山県自体何らかの独自施策をせざるを得ない状況に追い込まれたと推測できる。

こういう日常の起きる自然災害の被災者を救済するためにも、制度の発動要件の撤廃が不可欠となる。

(9) 荏原明則「被災者生活再建支援法の有効性と限界」月刊自治研第 543 号（2004 年）41 頁参照。

(10) 兵庫県住宅再建共済制度条例第 17 条には、「1 共済基金は、共済給付金の給付に係る不服申立てを審査するための委員会を設置しなければならない。2 前項の委員会は、学識経験のある者のうちから共済基金の代表者が委嘱する者をもって組織する。」とあり、不服申立てに関する委員会の規定が存在する。あくまでも基金制度内での不服申立てであるので、行政法上の不服申立てではない。ちなみに、被災者生活再建支援金の支給については、行政不服審査法に基づき都道府県に対して審査請求をすることが出来る。『被災者生活再建支援制度—事務の手引き— [2005 年 3 月改訂]』被災者生活再建支援法人 178～179 頁。

(11) 毎日新聞 2005 年 1 月 11 日（朝刊）。

(12) 阿部前掲 202～203 頁参照。

(13) 支援法の上の被害認定基準は地震の被害を想定しており、竜巻であるとか床上浸水の被害に対しては、より重い損害認定がしにくいという問題があった。しかし、兵庫県は独自の損害認定基準を採用することでそれを克服している。荏原前掲 38 頁及び 40 頁参照

(14) 鳥取県の片山善博は、中山間地の活性化という名目で個人補償論の克服を図った。鳥取県の取り組みを含め、個人補償論の克服を積極的に進めるものとして、塩崎賢明編『大震災 100 の教訓』クリエイツかもがわ（2002 年）154～165 頁。

(15) 生活再建＝生存権的支援、住宅再建・住宅補修＝財産権的支援という風に、被災者支援の内容を区分することが可能であるならば、国が行う被災者支援のあり方につき、生活再建の部分（生存権的部分）については国が責任をもって被災者個人に支給するが、住宅再建・住宅補修の部分（財産権的部分）については、都道府県や市町村に対して補助金を交付し、支援対象・支給内容は自治体に委ねるという「役割分担論」も可能である。

憲法論の視点から、支援法と自治体の独自施策の現状を肯定的にとらえるとするならば、このような分担論を提示する意味合いがある。

(16) 阿部泰隆「憲法上の福祉施策請求権」成田頼明古希記念『政策実現と行政法』有斐閣（1998 年）15～18 頁参照。

(17) 災害弱者という用語は、狭義の意味においては高齢者、障害者、被保護者・要援護者、低所得世帯といった、まさに社会福祉政策の対象となる人々を指すが、災害弱者という概念をより広義なものとしてとらえようとする見解として、林春男「災害弱者のための災害対応システム」都市政策第 84 巻（1996 年）53～57 頁参照。

(18) 福崎博孝は、「そもそも改正支援法で支援する解体費用などの諸費用はわざわざ支援法で対処する必要性のない『従来の行政手法で支出可能なもの』であって、建築費・補修費が外されたことは致命的である」としている。福崎博孝「自然災害の被災者救済とわが国の法制度」予防時報第 220 号（2005 年）63 頁。

(19) 朝日新聞 2004 年 12 月 26 日（朝刊）。

(20) 政府が忌避してきた「私有財産に対する公費投入」は、現実的には自治体の独自施策において実施されている。新潟県中越地震の被災地である長岡市の市長は「本音では『禁じ手』の領域に一步も二歩も踏み出しているにもかかわらず、建前としては、私有財産に補助しているわけではないという幻影にいつまでもこだわるのは、まさに百害あって一利がない。実際、長岡市においては、制度が中途半端なことに起因する数々の矛盾に苦しむことになった」としている。森民夫「被災者支援制度の見直しを一大都市での災害に対処するために」消防防災第12号（2005年）67頁。

(21) 山崎栄一「自治体と被災者支援法制」地域防災研究論文集第1巻（2004年）77～78頁。

(22) 毎日新聞 2005年1月11日（朝刊）。

(23) 福崎博孝は、「このままの支給要件では、被災地域の復興を担わなければならない比較的若手の被災者やミドル層世帯が災害疲弊を免れないおそれがある」としている。福崎前掲論文63頁。

(24) 「第二次自立支援金訴訟」は、支援法の制定に伴い、阪神・淡路大震災の被災者にも同等の支援措置を行うべく、財団法人阪神・淡路大震災復興基金が自立支援金制度を設けたが（1998年7月より実施）、震災後に被災していない男性（結婚後世帯主）と結婚した被災女性（被災時世帯主）が、自立支援金の支給要件として「被災した世帯主」という条項があったために、自立支援金を受け取れずに訴訟を起こしたところ、世帯主条項が無効であるとして勝訴した、「第一次自立支援金訴訟」に続く訴訟である。第一次自立支援金訴訟後、自立支援金制度が改正されたが、その後も所得の判定時期や世帯分離の認定をめぐる調停事件が起り、それが決裂した後に提起されたのが第二次自立支援金訴訟である（現在も係争中）。これらの訴訟・調停事件については、中島絢子「被災者の居住権と支援金の女性差別問題」前掲『大震災100の教訓』68～69頁、山崎栄一「公法判例研究 自立支援金の世帯主被災要件が公序良俗に反するとして無効とされた事例（被災者自立支援金訴訟控訴審判決）」法政研究第69巻第4号（2003年）171～183頁、山崎栄一「自立支援金訴訟後の調停事件から見た被災者支援制度の問題点」九州社会福祉研究第29号（2004年）1～28頁参照。

(25) 森前掲68頁。

(26) 山崎栄一「被災者支援の憲法政策—憲法政策論のための予備的作業—」六甲台論集法学政治学篇第48巻第1号（2001年）137～142頁。

(27) 毎日新聞 2005年1月11日（朝刊）。

(28) 参考として、条例による地域的取扱いの差異と平等原則について、最高裁は「憲法が各地方公共団体の条例制定権を認める以上、地域によって差別を生ずることは当然に予期されることであるから、かかる差別は憲法自ら容認するところであると解すべきである」としている（最判1958年10月15日判決）。

(29) 関西学院大学災害復興制度研究所が立ち上げたプロジェクトの一つとして、「復興基本法」の制定がある。その他にも、災害復興について基本法を制定しようとする動きが見られる（兵庫県弁護士会、市民＝議員立法実現推進本部）が、基本法を制定するねらいが何なのか、どのような内容・様式で制定しようとしているのか、その他の基本法（特に災害対策基本法）・法律等との関連如何といった点につき、整理をする必要がある。さらに基本法となると、行政計画の策定基準や

手続のあり方も議論の対象となるだろう。基本法については、手島孝編『基本行政法学〔第3版〕』（2005年）119～120頁、行政計画については、原田尚彦『行政法要論〔全訂第6版〕』（2005年）121～132頁、手島孝前掲162～168頁、西谷剛『実定行政計画法』有斐閣（2003年）、勢一智子「行政計画の意義と策定手続」『行政法の争点〔第3版〕』（2004年）42～43頁参照。

(30) 山崎前掲「被災者支援の憲法政策－憲法政策論のための予備的作業－」130～132頁。

(31) 関西学院大学災害復興制度研究所は、2005年度に全国の都道府県ならびに市町村に対して、それぞれのどのような被災者支援施策を講じているのかというアンケートを実施している。筆者も当研究所の客員研究員として、自治体アンケートの分析に携わる予定である。